

平成 29 年 9 月 29 日

「認知症の人にやさしいまちづくりに関する有識者会議部会」の検討状況について

1. 第 1 回認知症初期集中支援事業運営関連部会

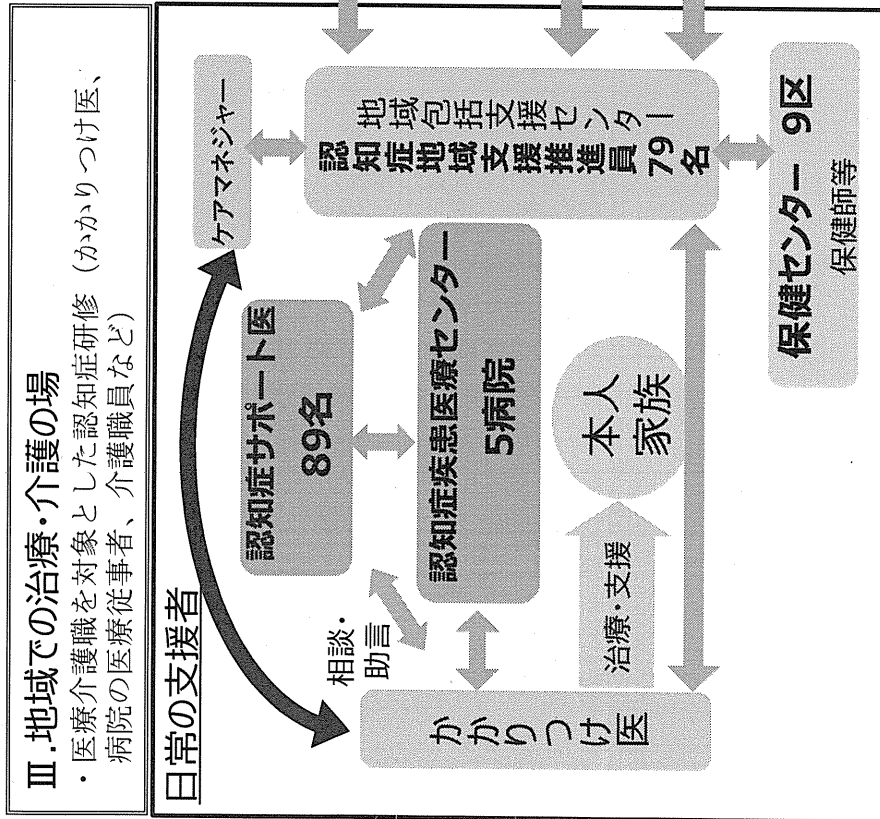
- (1) 開催日時：平成 29 年 9 月 18 日（月）13:30～15:30
- (2) 出席委員：古和部会長、伊藤委員、奥西委員、川島委員、河西委員、久次米委員、種村委員、坪井委員、山内委員
- (3) 議事
 - ①認知症初期集中支援事業について（これまでの取組みと課題等）
 - ②高齢者の自動車運転にかかる現状
 - ③神戸市の認知症施策に対する意見交換
 - ④今後の進め方※抜粋資料別添 資料 1 のとおり

2. 第 2 回事故救済制度に関する専門部会

- (1) 開催日時：平成 29 年 9 月 19 日（火）10:00～12:00
- (2) 出席委員：窪田部会長、河西、古和、手嶋、名倉、前田、水上各委員
- (3) 議事
 - ①高齢者（認知症含む）に起因するトラブル等の事例
 - ②民間保険（個人賠償責任保険）の状況
 - ③神奈川県大和市の取り組み（はいかい高齢者個人賠償責任保険事業）
 - ④救済制度の検討
 - ア 事件・事故にかかる救済制度について
 - イ（国）犯罪被害給付制度について
 - ウ（市）犯罪被害者等生活資金等について
 - エ 認知症の人が起こした事故に関する救済制度のモデル※抜粋資料別添 資料 2～5 のとおり

神戸市の認知症施策の体系

(事業は28年度末実績, ※は29.8月末現在)



認知症初期集中支援チーム 4区

※専門職のコーディネーター兼チーム員 3名
(各区サポート医1名以上と専門職2名以上で構成)

こころば認知症生活相談センター (専門職 4名)

医療介護サポートセンター 9区

・専門職のコーディネーター 各区2名 合計18名
・各区医師会が運営

初期集中支援事業の課題

- ①軽度者 (認定非該当者等) への社会資源不足
- ②自動車運転相談及び免許返納者への対応
- ③独居者の支援方法
- ④認知症ケア等への認知症サポーターの参加
- ⑤事業対象者について (把握方法や状態)
- ⑥事業利用を拒否している方への働きかけ (本人が病気を否認、家の中に入られることを拒否、家族だけでまだ介護できると考えている等)
- ⑦事業実施人材の確保・育成

◎その他の資源

- ・ほっとへルパーサービス 保険外サービス (認知症高齢者訪問支援員派遣事業)
 - ・若年性認知症事業
 - ・デイサービス等職員・ケアマネジャー向け研修、交流会・サロン (神戸市社会福祉協議会・老人保健施設主催の2箇所)
- < 県警による取り組み >
- ・行方不明高齢者SOS (FAX) ネットワーク
 - ・運転経歴証明書の発行
 - ・運転免許更新センター (明石) での看護師による運転適性相談

Ⅳ. 地域のか力を豊かに

- ・認知症カフェ (29カ所)
- ・認知症サポーター (約8万人)
- ・訪問サポーター (認とも) 養成・派遣 新規
- ・認知症ケアパス (各区で作成)
- ・認知症地域支援推進員の配置 (99人)
- ・高齢者安心登録事業 (364名登録、21件探索メール)
- ・行方不明者緊急保護事業 (10人、24日保護)
- ・認知症高齢者声かけ訓練 (4区)

Ⅰ. 予防・早期介入

- ・WHO神戸センター等の共同研究
- ・フレイルチェック
- ・小学校区での介護予防事業 新規

Ⅱ. 事故の予防と救済

- ・事故救済制度の創設
- ・運転免許証の返納推進

民間保険（個人賠償責任保険）の概要

- 個人またはその家族が、日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、損害賠償金や弁護士費用などを負担した場合の損害を補償する保険
- 単独で契約することもできるが、火災保険や傷害保険、自動車保険などの特約として契約されるケースが一般的
- 年間保険料は数千円程度（保険期間 1 年、保険金額 1 億円）で、契約しやすいという特徴がある
- 被保険者*は「生計を共にする同居の親族」。したがって、世帯主が契約すれば同居している認知症の親が起こした事故も補償される。
一方、子供には、親から仕送りを受けている未婚の学生など「生計を共にする別居の未婚（これまでに結婚したことがない）の子」が含まれる。
また、JR 東海事故判決を受け、事故等を起こした方に責任能力が認められない場合、監督義務を負う「(生計が別の) 別居の親族等」についても補償対象とされている。
(※被保険者：保険によって利益を受ける人)
- 補償の対象となる事故の一般的な例
 - ・ 買い物中に陳列商品を落とし破損させた
 - ・ 子供が駐車場に停めてあった他人の車をキズつけた
 - ・ 自転車で走行中に歩行者とぶつかり後遺障害を負わせた
 - ・ マンションの自宅の風呂場からの水漏れにより、階下の戸室の家財に損害を与えてしまった
 - ・ ベランダの鉢植えが落下して歩行者の頭に当たり死亡させた など
- 保険金が支払われない主な場合
 - ・ 被保険者の故意
 - ・ 被保険者の同居の親族に対する賠償責任
 - ・ 被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任
 - ・ 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
 - ・ 他人への傷害や財物の損壊を伴わない事由に起因する賠償責任* など(※一部の火災保険等の特約においては、他人の身体の障害や財物の損壊を伴わない電車等の運行不能損害の補償にも対応)

（2）はいかい高齢者個人賠償責任保険事業を開始（補正予算案）

認知症による徘徊の恐れがある高齢者を被保険者とし、踏切事故などにより第三者に負わせた損害を補償する賠償責任保険に、市が保険契約者となり加入します。また、本人のけがなどを補償する傷害保険にも、併せて加入します。

なお、徘徊の恐れがある高齢者を被保険者とした保険の契約は、本市の調査した範囲では全国自治体で初となります。

1) 趣旨

認知症の人の徘徊には、偶然の事故などによる本人のけがの危険性だけでなく、踏切事故や他者の財産の破損などで認知症の人が与えた法律上の損害賠償責任が、その家族や法定の監督義務者に及び可能性もあります。そこで、認知症の人やその家族が安心して暮らせるまちを目指す大和市は、はいかい高齢者等SOSネットワーク登録者を被保険者、大和市を保険契約者とする個人賠償責任保険事業を実施します。

この保険は、被保険者が日常生活における偶然の事故によって、他人のものを壊したり、線路内に立ち入り電車に接触して鉄道会社に車両損壊、遅延損害を与えたり、自転車事故などで相手方に損害を負わせてしまったりなどして、法律上の損害賠償が発生した場合に、最大3億円を補償するものです。また、日常生活における偶然の事故や交通事故などによるけがについて補償する死亡・後遺障害保険と、入院、通院について補償する傷害保険にも併せて加入します。

2) 実施期間

保険契約時期 : 平成29年11月（予定）

3) 保険内容（予定）

保険の種類 : 個人賠償責任保険、傷害保険

補償額 : 個人賠償責任保険：3億円

死亡・後遺障害保険金：300万円

入院保険金：日額1,800円（支払限度180日）

通院保険金：日額1,200円（支払限度90日）

保険の期間 : 1年間

対象範囲 : 国内

自己負担 : なし

その他 : 示談代行サービス付

※大和市が契約者となり加入

4) 保険対象者

はいかい高齢者等SOSネットワーク登録者

※はいかい高齢者等SOSネットワークとは、認知症により徘徊する人の早期発見・保護・危険防止を目的に関係機関・団体が連携したネットワークです。徘徊の可能性のある人を事前に登録します（今年7月末時点で、237人）。

事故・事件にかかる救済制度(概要)

民法709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う
 民法712条 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、事故の行為の責任を弁識するに足りる知識を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。
 民法713条 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。
 民法714条 1.前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかつたとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

	人身傷害	物的損害	その他の損害
賠償責任を負う者無し	<p>①『犯罪被害給付制度』 国内で起きた生命・身体を害する犯罪(過失除く)の被害者に以下の給付金を支給(心神喪失者や未成年の行為で加害者が刑法上罰せられない場合含む) ○死亡の場合(遺族給付金) 2,965万円～320万円※増額検討中 ○重度の障害が残った場合(障害給付金) 障害1～3級 3,9754万円～1,056万円 それ以外 1,270万円 ～ 18万円 ○重傷病になった場合(重傷病給付金) 負傷又は疾病にかかった日から1年間の医療費と休業損害の合算額(上限120万円)</p> <p>※全部又は一部が支給されない場合 (2/3支給、1/3支給、不支給の場合有り) ・親族間犯罪(支給しないことが、妥当でない場合除く)※給付対象の拡大を検討中 ・犯罪被害の原因が被害者にも有る場合 ・労災保険等他の公的給付や損害賠償を受けた場合</p> <p>◇仮給付金制度有り ※上限の一部撤廃を検討中</p>		
	<p>②『労災保険』 労働者が業務を原因として被った負傷、疾病又は死亡について、以下の給付金等を支給 ※抜粋 ○死亡の場合(遺族(補償)年金) 遺族の数等に応じ、その方の賃金の153日分～245日分を支給 ○障害が残った場合(障害(補償)年金・一時金) 障害1～7級 313日分～131日分の年金支給 障害8～14級 503日分～56日分の一時金支給 ○傷病になった場合(療養(補償)給付) 労災病院等での療養の給付、療養費用の支給 ○療養開始後1年6ヶ月経過後も傷病が治癒せず、傷病による障害の程度が障害等級に該当する場合(傷病(補償)年金) 障害1～3級 313日～245日分の年金支給 ○障害(補償)年金又は傷病(補償)年金受給者で1級の者又は2級(精神・神経)の障害等で、現に介護を受けている者 介護費用を支給(上限104,950円/月)</p>		
		<p>③『自賠責保険』 自動車を運行中に他人に怪我を負わせたり、死亡させたりした場合の対人賠償事故を補償 ○死亡の場合 葬儀費、遺失利益、慰謝料を支給(被害者一人あたり最高3,000万円) ○障害が残った場合 遺失利益、慰謝料等を支給 障害1～14級 最高3,000万円～最高75万円 ※神経・精神等に著しい障害を残して要介護の場合(最高4,000万円) ○傷病になった場合 治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料を支給(被害者一人あたり最高120万円)</p> <p>◇仮渡金の制度あり 死亡 290万円 障害 40万円、20万円、5万円</p>	
			<p>④『国外犯罪被害弔慰金等支給制度』 国外で起きた故意の犯罪行為により、死亡された国民の遺族、障害が残った国民に対し以下を支給 ○死亡(弔慰金) 200万円 ○重傷害 100万円</p>
有り	<p>⑤『神戸市犯罪被害者等生活資金(一時金)』 国内で起きた生命・身体を害する犯罪(過失除く)の被害者(犯罪時に神戸市在住の者に限る)に以下の給付金を支給(心神喪失者や未成年の行為で加害者が刑法上罰せられない場合含む) ○死亡 30万円 ○重傷病(全治1ヶ月以上) 10万円</p> <p>※全部又は一部が支給されない場合 ・親族間の犯罪 ・犯罪被害の原因が被害者にも有る場合 ・被害者が生活困窮していない場合(預貯金が150万円以上有る等)</p> <p>※関連制度により、生計維持者の死亡等にもなう収入減少等で転居を余儀なくされた場合の転居費用の助成(18万円)や、障害等で生活に支障をきたす場合の家事援助費用の助成、一時保育助成も行っている。</p>		
	<p>○制度間の隙間(既存の制度で救済されない主なケース) ・人身傷害(労働災害や自動車事故等以外)のうち、過失犯の被害、被害の原因が被害者にも有る場合、親族間の犯罪の被害(不支給とすることが社会通念上適切でない場合等は除く)や、軽傷病(全治1ヶ月未満の傷病)の被害 ・物的損害、その他の被害(電車遅延等) ・既存の救済制度の上限を超える被害</p>		
	『個人賠償責任保険』でカバー ○		『個賠保険』△

認知症の人が起こした事故に関する救済制度のモデル

		タイプ1 (責任能力の有無を問わずに救済)		タイプ2 (賠償責任を負う者がいない場合を救済)				タイプ3 (親族等が賠償責任を負う場合を救済)					
a	責任関係	加害当事者である認知症本人の責任の有無を問わず、認知症の人による加害事案を対象とする場合		加害当事者である認知症本人が賠償責任を負わず、親族なども賠償責任を負わない場合				加害当事者である認知症本人は賠償責任を負わないが、親族などが賠償責任を負う場合					
b	認知症の人の日常生活自立度判定基準(※1)	判定Ⅰ以上の認知症の人		判定Ⅲ以上の認知症の人 (判定Ⅲ以上は法律上の責任を負わないと仮定)		判定Ⅳ以上の認知症の人 (判定Ⅳ以上は法律上の責任を負わないと仮定)		○ JR東海事件 地裁判決(H25.8月):約720万円 高裁判決(H26.4月):約360万円 平成19年、当時91才の高齢者が駅のホームから線路に降りて電車と接触して死亡。JR東海が家族に対し電車の運休や遅延に関する損害賠償を求めた事件。 最高裁判決(H28.3月)では、家族の賠償責任は認められなかった。 ○ 熊本・ガス等漏出致傷事件 地裁判決(H23.2月):約190万円 平成20年2月、精神障害のある妻が台所のガスコンロのゴム管を離脱させ室内にガスが充満し爆発炎上する事故が発生した際、同じ建物に住む住人が避難のため飛び降りて重傷を負った事件につき、監督義務者である夫に損害賠償を求めた事件。 高裁判決(H24.3月)では夫の賠償責任は棄却された。 ○ 心神喪失者による殺人事件 高裁判決(H18.10月):約7,374万円 統合失調症を罹患していた20才の男性が女性を殺害した事件について、父親に対して監督義務者として監督責任を認めた事件 (犯罪被害給付制度関連と史料)					
c	年間推計発生件数(※2)	死亡事案: 2.9件 傷病事案: 104.9件 財物損害: 290.0件 事案合計: 397.8件		死亡事案: 0.8件 傷病事案: 28.7件 財物損害: 79.5件 事案合計: 109.0件		死亡事案: 0.2件 傷病事案: 6.3件 財物損害: 17.4件 事案合計: 23.9件							
d	給付パターン	パターンA(実損)	パターンB(定額)	パターンA(実損)	パターンB(定額)	パターンA(実損)	パターンB(定額)						
e	給付金推計単価(※3)	死亡: 5,760万円 傷病: 180万円 財物: 58万円	死亡: 3,000万円 傷病: 120万円 財物: 5万円	死亡: 5,760万円 傷病: 180万円 財物: 58万円	死亡: 3,000万円 傷病: 120万円 財物: 5万円	死亡: 5,760万円 傷病: 180万円 財物: 58万円	死亡: 3,000万円 傷病: 120万円 財物: 5万円						
f	年間給付合計金額(推計) c×e=f	5億2,406万円		2億2,738万円		1億4,385万円		6,241万円		3,295万円		1,443万円	

※1 <認知症の人の日常生活自立度判定基準> 平成27年3月末 神戸市 60,885人

- I 何らかの認知症を有するが日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。(18,974人)
- II 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。(25,252人)
- III 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。(13,026人)
- IV 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。(3,087人)
- M 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。(546人)

※ 日常生活自立度判定基準とは・・・厚生労働省が定めた介護保険制度における要介護度を判定する上で設定された基準のひとつ。意思疎通の程度、見られる症状・行動に着目して、日常生活の自立の程度をランク分けすることで評価するもの。

※3 <給付金推計単価>

- 給付パターンA(実損方式)
 自賠責保険、自動車対人賠償保険(任意)、自動車人身傷害保険(任意)の一件あたりの平均支払金額を基に試算
- 給付パターンB(定額方式)
 死亡給付金: 自賠責保険の死亡保険金額限度額と同額(3,000万円)
 傷病給付金: 犯罪被害給付制度の重傷病給付金の限度額(120万円)
 財物損害: 見舞金相当として設定(5万円)

※犯罪被害給付制度は障害給付金あり(最高額約4,000万円)

※2 <年間推計発生件数> ※運用等を考慮せず単純推計した件数

- ① 法務省「犯罪白書(平成28年版)」による刑法犯認知件数から65才以上の全国の件数を推計(223,994件)
- ② 総務省「平成27年国勢調査」データによる人口比較(1.2%)により、①のうち神戸市単独の件数を推計(2,687.9件)
- ③ ②のうち、神戸市の「65才以上の認知症自立度判定基準別統計(平成27年3月末)」により、市内の65才以上の人のうち認知症の人の割合(14.8%)により、タイプ1の総件数を推計(397.8件)
- ④ タイプ2は、③のうち認知症自立度Ⅲ以上(27.4%)、またはⅣ以上(6.0%)の人それぞれの人口比率で件数を推計(Ⅲ以上:109.0件、Ⅳ以上:23.9件)
- ⑤ cの被害別の内訳は、犯罪白書の罪名別の検挙件数などのデータを用いて、死亡(0.7%)、傷病(26.4%)、財物損害(72.9%)の割合から各タイプ別の件数内訳を推計